大子町産婦人科医師修学資金貸与事業しおり 【令和7年度版】



「袋田の滝キャラクター たき丸」

大子町役場 健康こども政策課 健康増進担当

修学資金の貸与を受ける皆さんへ(必ずお読みください)

- このしおりは、①修学資金貸与制度の概要、②大学在学中(修学資金を借り受けている期間)の手続き、③卒業後に修学資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、大切に保管して活用してください。今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせします。必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご留意ください。
- 修学資金の貸与を受けた皆さんは、在学中及び卒業後の定められた期間内に おいて、各種届出を行う義務があります。諸手続きは、期日を必ず守ってくださ い。
- 修学資金貸与制度の目的や返還免除については次のとおりですが、詳しくは このしおりの中に記載してありますので確認してください。
- ・修学資金貸与制度の目的

将来町内の医療機関の産婦人科又は産科において、分べんを取り扱う医師として勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、分べんを扱う産婦人科医師を確保し、身近な地域で安心して出産できる体制の構築と人口減少対策に寄与する。

・修学資金の返還免除について

修学資金は、専門医の認定を受けたのち、町内の医療機関等に定められた期間従事した場合に返還が免除されます。要件に合致しない場合は、貸与した修学資金の額に所定の利子を加えた額を一括で返還していただくことになります。

・手続きについて不明な点がある場合には下記あてお問い合わせください。

大子町役場 健康こども政策課 健康増進担当 〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大子 1 8 4 6 電話 0 2 9 5 - 7 2 - 6 6 1 1 (直通) メール kenkou01@town.daigo.lg.jp

目 次

1	用語説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	修学資金の概要・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	貸与申請について ・・・・・・・・・・・・・・・・ (
4	届出義務について ・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5	町内医療機関への情報提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	修学資金の返還猶予等について ・・・・・・・・・・・・・・
7	修学資金の返還免除要件等について ・・・・・・・・・ ′
8	修学資金の返還について ・・・・・・・・・・・・・ ~ ~

1 用語説明

1 用語説明

この「しおり」で使用している用語について、ご説明します。

- (1) 医療機関 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 大学 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学 (同法第97条の大学院を除く。) 及び外国の医学校 (医師法 (昭和23年法律第201号。以下「法」という。) 第11条第3号に規定する外国の医学校をいう。) をいう。
- (3) 医学課程 大学の医学を履修する正規の課程をいう。

2 修学資金の概要

医学課程に在学する者等で、将来、町内の医療機関における産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師(非常勤の者を除く。以下「産婦人科医師」という。)として勤務しようとする者に対し、修学に要する資金(以下「修学資金」という。)を貸与することにより、町内の医療機関に必要な産婦人科医師を確保し、身近な地域で安心して出産できる体制の整備及び人口減少対策に寄与することを目的とするものです。

項目	内容
対象者	医学部に在学、又は医学課程に進学予定の者。
貸与の条件	将来、町内の医療機関における産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務する者とします。
連帯保証人	申請者は、連帯保証人を2人立てなければならず、申請者が未成年である時は、連帯保証人のうち1人は法定代理人の必要があります。
募集期間	令和7年7月25日(金)から令和7年12月22日(月)まで
募集人数	1 名程度
貸与者の決定	修学資金貸与審査委員会において、書類及び面接等の審査により決 定します。
貸与額	月額50万円、入学金相当額は300万円を上限とします。 (年600万円/6年計3,600万円)
貸与期間	正規の修学期間(最大6年間) 医学部在学生(2、3年生等)も申込み可能です。
返還免除の条件	町内医療機関の産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務し、従事期間が10年に達したとき。
修学資金の返還	上記の返還免除の条件を満たさない場合は、修学資金を一括して返還しなければなりません。 なお、返還に当たっては利息(10%)が加算されます。
契約の解除	学業成績や心身の故障のため、修学継続や卒業の見込が無くなった 場合。不正な手段で修学資金の貸与を受けた場合など。

3 貸与申請について

- 1 申請に提出が必要な書類
- (1) 修学資金貸与申請書(様式第1号)
- (2) 応募理由書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 大学に在学することを証する書類(医学課程に在学する者(以下「在学者」という。)に限る。)
- (5) 受験予定先届出書(様式第4号)(在学者を除く。)
- (6) 履歴書(写真を貼付したもの)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 貸与決定及び契約締結までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、町で審査を行い、次の申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知します。

- (1) 在学者で貸与を決定した者 修学資金貸与承認決定通知書(様式第5号)
- (2) 医学課程に在学していない者で医学課程に合格した場合に貸与を決定する こととする者(以下「貸与仮決定者」という。) 修学資金貸与承認仮決定通知 書(様式第6号)
- (3) 貸与を認めなかった者 修学資金貸与不承認決定通知書(様式第5号) 修学資金の貸与決定後、修学資金の貸与契約を行います。
- 3 貸与仮決定者が提出しなければならない書類

医学課程に合格し、進学先が決定した場合には入学先決定届出書(様式第7号)に、医学課程に合格できなかった場合には修学資金貸与申請取下げ届(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、仮決定を受けた年度の3月31日までに提出してください。

- (1) 進学する大学の合格通知書の写し
- (2) 入学金等の領収書の写し(入学一時金の貸与を希望する者に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 修学資金の貸与

修学資金は貸与契約締結後、3か月ごとに貸与する予定です。

※万が一、退学、休学、停学、留年となった場合は、修学資金の貸与を停止します。速やかに健康こども政策課 (TEL: 0295-72-6611) に連絡のうえ、退学 (休学・停学・留年) 届 (様式第16号) を提出してください。

4届出義務について

1 大学在学中の届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人を変更するとき(様式第 26 号)
- ・氏名又は住所を変更したとき(様式第 15 号)
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき(様式第 9 号)
- ・退学し、休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき(様式第 16号)
- ・復学したとき(様式第 17 号)

2 大学卒業後の届出

- ・ 大学を卒業した場合 卒業届 (様式第18号)
- ・ 医師免許証を取得した場合 医師免許取得届 (様式第19号)
- ・ 臨床研修を開始した場合 臨床研修開始届 (様式第20号)
- ・ 臨床研修を修了した場合 臨床研修修了届 (様式第21号)
- ・ 産婦人科専門研修を開始した場合 専門研修開始届 (様式第22号)
- ・ 産婦人科専門研修を修了した場合 専門研修修了届(様式第23号)
- ・ 医師として町内の医療機関に勤務を開始した場合 勤務開始届出書(様式第 24号)
- ・ 従事期間が引き続き 1 0 年に達する前に町内の医療機関を退職した場合 退職届出書(様式第 2 5 号)
- ・ 連帯保証人を変更する場合 連帯保証人変更届 (様式第26号)

5 町内医療機関への情報提供について

修学生を町内医療機関に受入れできるよう、町内医療機関及び水郡医師会への情報提供を行います。

6 修学資金の返還猶予等について

1 修学資金返還の猶予

次の事由に該当する場合には、事由が継続する間、修学資金の返還を猶予します。 (1)修学生が産婦人科医師修学資金貸与事業条例施行規則第7条の規定により、 修学資金の貸与計画が解除された後、引き続き大学の医学を履修する課程に在 学している場合、当該在学に係る期間

- (2)医師免許を取得しようとする場合 医学課程を修めて卒業した日の属する月の翌月の初日から臨床研修(法第16条の2第1項の規定に基づく研修をいう。以下同じ。)を開始した日の属する月の前月の末日までの期間で2年以内の期間。ただし、法第11条第3号の規定による医師国家試験受験資格認定を受ける者又は法第12条の規定による医師国家試験予備試験受験資格認定を受ける者については、修学生が外国の医学校を卒業する場合又は外国で医師免許を得る場合における当該外国の制度を勘案し、かつ、日本の大学において医学課程を納めて卒業した者と同等の医師国家試験の受験機会(3回以内)を得ることができる期間で、町長が定める期間
- (3)臨床研修を受けている場合 当該臨床研修を開始した日の属する月の初日から当該臨床研修を修了した日の属する月の末日までの期間
- (4)産婦人科専門研修を受けている場合 当該専門研修を開始した日の属する月の初日から当該専門研修を修了した日の属する月の末日までの期間
- (5)町内の医療機関に産婦人科医師として採用され、業務に従事した場合 当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間
- (6)前各号に掲げる場合のほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修 学資金を返還することが困難であると町長が認める場合 町長が必要と認める 期間

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には 算入されません。

·修学資金返還猶予申請書(樣式第 35 号)

7 修学資金の返還免除要件等について

- 1 修学資金返還の免除
- 返還が免除となる場合
- (1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①~②のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還が免除されます。

- ①医師の免許を取得し、臨床研修・専門研修を経て産婦人科専門医の認定を受けた後、町内の医療機関等で分べんを扱う産婦人科医師の業務に従事した期間 (以下「従事期間」という。)が、引き続き10年に達したとき。
- ②従事期間中に、職務若しくは通勤により死亡し、又は職務若しくは通勤に起因する心身の故障のため免職若しくは解雇され、若しくは退職(自主的に退職した場合を除く。)し、将来にわたって医師の業務に従事することができないと町長が認めるとき。
- ・修学資金返還免除申請書(様式第 37 号)
- ・死亡届(様式第 27 号)

8 修学資金の返還について

1 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還してい ただきます。

- ①貸与期間が満了したとき
- ②貸与契約が解除されたとき

2 修学資金の返還方法

- (1) 返還事由が生じた場合には、返還事由が生じた日から起算して、30日以内に貸与した修学資金の全額に利息を加えた額を返還していただきます。
- (2) 返還手続き
 - ①町長が発行する納付書により一括して行う
 - ②別に期限を定めて、又は分割して返還する事を希望する者は、修学資金変換方法変更申請書(様式第31号)により町長に申請する
- (3) 返還金額

修学資金

月額 50 万円の方:修学資金 3,600 万円+利息約 1,040 万円=約 4,640 万円 ※6 年間貸与を受けた場合の例です。

※ 利息の額は日単位で計算されるため、修学資金の振り込み日等に応じて額が変動します。

※納入期限までに修学資金が返還されない場合には、別途、延滞利息が加算されます。